

質 疑 回 答 書

事業者各位

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市文化プラザ長寿命化整備事業の実施方針等に関する質問・意見について、以下のとおり回答いたします。

なお、本回答書は、令和2年8月に実施した直接対話の意見等を参考にして、現時点での高知市の考え方により作成したのですが、令和2年10月上旬に公表を予定している募集要領等では、内容が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目				意見・質問内容	回答	
○		1	実施方針	2	31	第1	7	(3)			設計施工一括契約の契約主体は、設計企業と建設企業が異なる場合、設計企業と建設企業によるJV企業との契約と考えてよろしいでしょうか。	設計企業と建設企業が異なる場合は、設計企業と建設企業による共同企業体を想定しています。詳細は募集要領公表時に示します。なお、建設企業についても共同企業体を想定しております。
○		2	実施方針	2	31	第1	7	(4)			「完成確認検査」とは、当該業務が全て完了した際に実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	現段階では、要求水準書(案)P15「第2 3(2)ウ 改修工事完成後」に示すとおり、市は特定事業者より申し入れを受けた後、完成確認検査を実施する予定です。併せて、No.26を参照ください。
○		3	実施方針	2	31	第1	7	(4)			「完成確認検査を実施した後に」とは、中間段階での支払いは無いと考えてよろしいでしょうか。	現段階では、各年度、前払い、出来高払い、中間払いを予定していますが、詳細は募集要領と併せて公表予定の「設計施工一括仮契約書(案)」に示します。
○		4	実施方針	2	34	第1	7	(4)			特定事業者の収入については、市が行う完成検査を実施した後に、一括で支払われるとありますが、設計業務完了後に設計業務対価を、改修工事着手時に前払金(30%)を、完成検査実施後に残金全額を支払うこととしていただけないでしょうか。	現段階では、各年度、前払い、出来高払い、中間払いを予定していますが、詳細は募集要領と併せて公表予定の「設計施工一括仮契約書(案)」に示します。
○		5	実施方針	4	21	第2	2	(1)	⑩		候補者の選定において、提案者によるプレゼンテーションを実施されるのでしょうか。	提案者によるプレゼンテーションの実施を予定しています。詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答	
○		6	実施方針	7	2	第2	2	(3)	①			応募者の構成として、建設企業の設計部を設計企業として数えることはできるでしょうか。	設計業務を建設企業の設計部が実施する（設計企業と建設企業が同一である）ことも可とする方向で検討中です。詳細は募集要領公表時に示します。
○		7	実施方針	7	2	第2	3	(3)	①			単体企業又は構成企業は構成企業に対して、高知市に本店を有するなどの制限はないと考えてよろしいでしょうか。	改修工事業務の共同企業体を組成する場合、代表企業となる企業以外の構成企業は、高知市内に主たる営業所（本社）を有する者であることを求める方向で検討中です。 なお、今後公表する募集要領では、共同企業体の組成を参加資格要件として求める方向で検討中です。
○		8	実施方針	8	3	第2	2	(3)	②	ア	f	「共同企業体を組成する場合の構成企業」に限定して、市内在所の要件を示されていますが、単体企業の場合は該当しないと考えるよろしいでしょうか。	今後公表する募集要領では、共同企業体の組成を参加資格要件として求める方向で検討中です。
○		9	実施方針	8	3	第2	2	(3)	②	ア	f	「改修工事業務に関し」とは、設計業務を行う企業体は、該当しないと考えるよろしいでしょうか。	設計業務を行う企業は所在地要件を求めない方向で検討中です。詳細は募集要領公表時に示します。
○		10	実施方針	8	11	第2	3	(3)	②			高知市の令和元・2年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格は、募集要項等の公表から提案書受付までの期間で得ることができるでしょうか。	募集要領等の公表から提案書受付までの期間に新たに令和元・2年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格の登録をすることはできませんが、入札参加資格を有していない場合は、入札参加資格申請時に必要な書類と同等の資料を提出することも可とする方向で検討中です。 詳細は募集要領公表時に示します。
○		11	実施方針	8	15	第2	2	(3)	②	イ	c	観客席数が定められていませんが、長寿化整備事業ですので、500席以上でお願いいたします。	今後公表する募集要領の参加資格要件においては、設計実績を問わない方向で検討中ですが、詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						意見・質問内容	回答
	○	12	実施方針	8	15	第2	2	(3)	②	イ	c	平成11年以降を平成10年以降（平成10年度ではなく、平成10年1月以降）と改めて頂けないでしょうか。	今後公表する募集要領の参加資格要件においては、設計実績を問わない方向で検討中ですが、詳細は募集要領公表時に示します。
	○	13	実施方針	9	4	第2	2	(4)	①			選定委員会の構成委員を募集要領等の公表時に公表頂きたい。	詳細は募集要領公表時に示します。
	○	14	実施方針	9	7	第2	2	(4)	②			審査項目及び評価項目、それらの配点を募集要領等の公表と共にご提示頂きたい。	募集要領と併せて公表予定の「事業者選定基準」に示します。
	○	15	実施方針	14	6	第7	2					公共施設等適正管理推進事業債の活用において、対象となる項目（業務、工事対象等）や事業者が支援する資料作成等があれば、募集要領等の公表時にご提示いただきたい。	公共施設等適正管理推進事業債の対象項目は「設計業務、改修工事業務」です。公共施設等適正管理推進事業債の活用のために、事業者が支援する資料作成等はありません。
	○	16	実施方針	16	5	別紙-1						本施設の指定管理者を共同企業体構成員とすることは可能でしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
	○	17	実施方針	16	5	別紙-1						上記No. 16が認められない場合、本施設の指定管理者を協力者（共同企業体に出資しない）として、本事業の提案作成、見積作業に加わってもらうことは問題ないでしょうか	詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答	
○		18	実施方針	16	5	別紙-1						上記No. 17が認められない場合、特定事業者当選後に指定管理者を協力会社として事業に参加させることは可能でしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		19	実施方針	18		別紙-3	共通	12				特定事業者のリスクとして、本事業に影響を及ぼすもの以外で、法制度・許認可等の新設・変更に関するものとは、どのような物を想定されているのでしょうか。	具体的な法令を想定する記載ではありません。リスク分担については、詳細は募集要領と併せて公表予定の「設計施工一括仮契約書(案)」にてご確認ください。
○		20	実施方針	18		別紙-3	共通					P10、第3の3、モニタリングに関するリスク分担の表記をお願いいたします。	リスク分担については、募集要領と併せて公表予定の「設計施工一括仮契約書(案)」に示します。
○		21	実施方針									設計施工一括契約を締結する際に、建設企業・設計企業の乙型共同企業体を組成する必要があります。	建設企業については甲型共同企業体とし、共同企業体に設計企業が含まれる場合は、建設企業と設計企業は乙型共同企業体とする併用型での組成を求める方向で検討中です。詳細は募集要領公表時に示します。
○		22	実施方針									共同企業体を組成する場合の構成企業の出資比率は、10%以上として頂きたい。	共同企業体構成企業のうち、最小の出資者の出資比率は、次に掲げる共同企業体の構成員企業数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上とする方向で検討中です。 (1) 2事業者 30% (2) 3事業者 20% ただし、構成企業のうち、設計業務のみを担当する企業については上記の事業者数に含まず、最小の出資比率も設けないものとします。 詳細は募集要領公表時に示します。
○		23	実施方針									代表企業となる建設企業の参加資格としては、「高知市内に建設業許可営業所があること」でなく、「高知市に指名願を提出し認められている業者であること」として頂きたい。	代表企業となる建設企業には「高知市内に建設業許可営業所があること」を求めない方向で検討中です。詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答	
○		24	要求水準書（案）	2	1	第1	3					「建築物等への保険付保業務」が本事業における特定事業者の対象業務とされておりますが、火災保険などのいわゆるモノ保険については、所有者（この場合、建物所有者である貴市）名義での保険付保しかできません。ここでいう保険付保業務とは、貴市を保険契約者とする付保を補助する業務であり、保険料は貴氏の負担となる、という理解でよろしいでしょうか。	「建築物等への保険付保業務」で求める保険付保は、建物そのものに保険を付すものではなく、改修工事に対する保険付保を求めるものです。したがって契約者及び費用負担ともに特定事業者となります。詳細は募集要領公表時に示します。
	○	25	要求水準書（案）	5	9	第1	6					令和5年4月1日から部分使用する場所や機能を募集要領等の公表時にご提示ください。	令和5年4月1日からは屋内空間は全て使用できることを求めます。また、市が行う開館準備のため車両の出入り等が想定されるため、屋外についても開業準備に支障がないようにする必要があります。詳細は募集要領公表時に示します。
○		26	要求水準書（案）	5	10	第1	6					令和5年3月31日までに特定事業者自らが実施する中間検査を実施することは、当該事業期間（業務完了）はいつまででしょうか。	現段階では、要求水準書（案）P15「第2 3（2）ウ 改修工事完成後」に示すとおり、市は特定事業者より申し入れを受けた後、完成確認検査を実施し検査合格を確認した後、特定事業者より本施設の引渡しを受け、令和5年6月末までに、特定事業者に改修工事業務完了の通知をする予定です。
○		27	要求水準書（案）	5	11	第1	6					運営に支障がない工事は休館期間以前に実施することを可とするとは、設計業務期間中に設計業務が完了しない状態でも、工事を着手しても良いということでしょうか。	全ての設計業務が完了する前に、先行して改修工事に着手する部分の設計図書について、あらかじめ市の承諾を得ることで、実施可能とする方向で検討中です。詳細は募集要領公表時に示します。
○		28	要求水準書（案）	6	16	第1	7	(5)				地域経済への配慮について、地元企業との共同企業体を組成した上での参加や、協力会社としての発注については必要でしょうか。	今後公表する募集要領では、共同企業体の組成を必須とし、代表企業以外の改修工事業務を行う事業者については「高知市内に主たる営業所（本社）を有する者」とする方向で検討中です。
○		29	要求水準書（案）	6	21	第1	8	(1)				工事用水、電気については支給いただけると考えてよろしいでしょうか。	工事用水、電気は本施設に既設のものを利用可能とします。費用は特定事業者の負担となります。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答	
○		30	要求水準書(案)	8	1	第1	8	(2)			工事事務所や詰所、および駐車場については、地下駐車場を利用して良いと考えてよろしいでしょうか。	休館期間中の地下駐車場の工事事務所や詰所、駐車場としての利用は可能とする予定ですが、利用条件等の詳細は募集要領公表時に示します。
○		31	要求水準書(案)	10	2	第1	8	(4)			夜間・休日も含め、工事場所の施錠・開錠等セキュリティ管理は貴市所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	工事中の施工等のセキュリティ管理は特定事業者の所掌とする予定でず。詳細は募集要領公表時に示します。
○		32	要求水準書(案)	11	3	第2	1	(2)			企業が持つノウハウ提案について、コストを提示したオプション提案とし、別予算計上の加点項目としていただくことは可能でしょうか。	募集要領公表時に示す事業費限度額での提案を必須とする予定ですので、要求水準書P11「第2 1 (1) ウ」に示す工事内容の変更は、事業費限度額内での提案を求める予定です。詳細は募集要領公表時に示します。
○		33	要求水準書(案)	11	3	第2	1	(2)			上記No.32が認められない場合、予定価格内での提案は加点として認められますでしょうか。	詳細は募集要領と併せて公表予定の「事業者選定基準」に示します。
○		34	要求水準書(案)	11	16	第2	1	(1)	ウ		工事内容の変更検討のため、長期修繕計画案の提示とともに計画の根拠となっている対象部位の数量や仕様もご提示いただきたい。	ご意見を踏まえ検討します。詳細は募集要領公表時に示します。
○		35	要求水準書(案)	11	16	第2	1	(1)	ウ		工事内容の変更検討にあつては、市として変更を可能とする改修修繕対象部位を明確にして頂き、各事業者が自由に変更対象部位を設定しないようお願いいたします。	ご意見として承ります。詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
○		36	要求水準書(案)	11	31	第2	1	(2)	ア	ガレリアの特定天井改修範囲について、3階市民サロン①と3階市民サロン②の軒天はレベルが異なります。連続している5階南側の軒天は天井高が6m以下となっているため、ガレリアの軒天について、天井高6m超かつ面積200㎡超の吊天井ではなく、特定天井には当たらないと考えてよろしいでしょうか。【添付資料1参照】	軒天のレベルが違いますが、高さが6m超の部分が一の空間にあり、水平投影面積が合わせて200㎡超であるため、特定天井と判断しています。
○		37	要求水準書(案)	11	31	第2	1	(2)	ア	ガレリアの軒天を特定天井とみなした場合、特定天井改修範囲は、点検口も600mmと小さく、材料搬入ルートが取れないことが予想されます。吊り足場での作業の危険性を考慮し、全面足場組とすべきと考えてよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ検討します。詳細は募集要領公表時に示します。
○		38	要求水準書(案)	11	31	第2	1	(2)	ア	特定天井の改修範囲は、3階ガレリアと市民サロン①②の計303.2㎡と7階展示室1・2・3 1231.8㎡のみと考えてよろしいでしょうか。	特定天井の改修対象は、3階ガレリアと市民サロン①②の計303.2㎡です。
○		39	要求水準書(案)	12	1	第2	1	(2)	イ	現入居機能が継続使用する場合において、非常用エレベーターの改修期間は、法令・避難安全上の問題があり、館内での執務には各諸官庁(建築・消防)との協議が必要と思われます。ご指示をいただけますでしょうか。	原則として、一般利用者の出入りは行わない予定です。横山隆一記念まんが館の常設展示における展示品及び収蔵庫内の収蔵品を継続保管することは想定しています。詳細は募集要領公表時に示します。
○		40	要求水準書(案)	12	1	第2	1	(2)	イ	現入居機能が継続使用する場合において、防災設備や停電を伴う電気設備の改修工事についてはコストはかかりますが、日月の休日対応での施工は可能です。コストも含めた検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。詳細は募集要領公表時に示します。なお、本施設の休館日は、原則月曜日のみです。
○		41	要求水準書(案)	12	1	第2	1	(2)	イ	現入居機能が継続使用する場合において、空調設備の改修については、中間期に行う対応で問題なければ施工可能ですが、停電時や空調設備の改修時のマンガ館などの収蔵物の保管方法は移設・館内での保管等、どのようにお考えでしょうか。	ご意見を踏まえ検討します。詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		42	要求水準書（案）	12	1	第2	1	(2)	イ		継続利用について、今回の継続利用かつ今回事業者が行う業務以外の部分について、当該部分の調査・調整・修理等、既設部分に係る事象による遅延・道連れ変更等については、貴市帰責の事象として扱い、今回の事業者リスクから除外してよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		43	要求水準書（案）	12	1	第2	1	(2)	イ		下表（確認中と表記）の機能は休館期間中も運営を継続するとありますが、募集要項等の公表時には、運営の場所、期間、時間帯、使用する通路・昇降設備、本整備事業に対する影響する作業制限等の詳細が示されると考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		44	要求水準書（案）	12	6	第2	1	(4)			ユニバーサルデザインの配慮について、要求水準書（案）には項目がありません。要求水準ではないと考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		45	要求水準書（案）	13	13	第2	2	(2)			改修工事期間中の既存施設の一部使用と記載がありますが、場所及び機能、期間、一部使用に伴う市と事業者等の各リスク分担について、募集要領等の公表時には、ご提示いただきたい。	ご意見を踏まえ検討します。詳細は募集要領公表時に示します。
○		46	要求水準書（案）	13	24	第2	2	(2)	ア		提出するCADデータは、JWW形式だけでなく、DWGまたはDXF形式を可能としていただきたい。	JWW形式を必須とします。
○		47	要求水準書（案）	17	7	第2	4				配置予定技術者について、建築、構造、電気設備、機械設備の各主任担当技術者の兼務は可とするとありますが、1名でも可と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。円滑な業務実施が可能であれば、兼務を可とします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
○		48	要求水準書(案)	18	1	第3	1	(4)		和便器の洋便器化について、要求水準書(案)には記載がありませんが、市より提供頂いた過年度調査報告書の整備基本計画には記載があります。本事業で便器の洋式化は含まないのでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		49	要求水準書(案)	18	1	第3	1			要求水準書(案)において、現状の資料では施工範囲や数量が明確でなく、判断ができません。最低限必要な箇所・仕様・数量等を図示等、明示していただけますでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		50	要求水準書(案)	18	6	第3	1	(1)	1	外壁の保水が大きく石面が乾かないと記載がありますが、不具合発生カ所を特定する調査は完了し、原因および対処法、コーティング塗装材の仕様等、募集要項等の公表時にはお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		51	要求水準書(案)	18	7	第3	1	(1)	1	石仕上げ面へのコーティング塗装について、改修後のコーティング材の経年劣化による石表面に色違いが発生の可能性があります。	ご意見を踏まえ検討します。
○		52	要求水準書(案)	18	12	第3	1	(1)	1	北側の目地シールの施工と併せて北側の塗装を行いとありますが、募集要項等の公表時には改修工事対象の各仕上げ材(改修対象全て)について、既存使用材のメーカー名、商品名、品番等が示されると考えてよろしいでしょうか。	全ての資材については、メーカー名・品番までの提示はできない可能性があります。 詳細は募集要領公表時に示します。
○		53	要求水準書(案)	18	14	第3	1	(1)	2	シールが軟化していると記載がありますが、不具合発生カ所を特定する調査は完了し、軟化の原因究明と対処法、及び使用したシールのメーカー、仕様、製造年は、募集要項等の公表時にお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答
○		54	要求水準書（案）	18	17	第3	1	(1)	2	正面である北側およびガレリア内，低層部と記載がありますが，曲面で対象範囲が不明確です。募集要項等の公表時には対象範囲の図面が お示しいたけると考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
	○	55	要求水準書（案）	18		第3	1			改修工事対象の状況の所見が記載されていますが，募集要領等の公表時には，要求水準として当該事業で市が求める要求事項を明確に整理及び表現していただきたい。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		56	要求水準書（案）	19		第3	1	(2)		別冊長寿命化整備基本計画の主な電気設備改修項目の改修優先順位で4(10年以内に更新しないと安全，安定運営に影響を及ぼす劣化への対応)になっている弱電設備，電話交換機設備，非常用自家発電設備が要求水準書に記載されておりませんが，今回は改修不要と考え該当する改修項目は要求水準書に記載のある電気設備のみと考えて良いでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		57	要求水準書（案）	19		第3	1	(2)	1	該当照明器具として安定器・部品の供給終了，故障の頻度が高くなっているもので使用不能時に館内の通行への支障が懸念されるものと記載がありますが具体的にどの部屋のどの照明器具が提示して頂けませんでしょうか。また該当の照明器具をLEDに更新する考えて良いでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		58	要求水準書（案）	19		第3	1	(2)	2	LEDに改修する諸室に関しては7階展示室1・2の照明器具のみと考えて良いでしょうか。	7階提示室以外の照明器具のLED化も予定しています。詳細は募集要領公表時に示します。
○		59	要求水準書（案）	19		第3	1	(3)		別冊長寿命化整備基本計画の主な空調設備改修項目の改修優先順位で4(10年以内に更新しないと安全，安定運営に影響を及ぼす劣化への対応)になっている冷温水発生機，ポンプ類，ピアノ庫除湿機，薬注装置，ユニット型空調機，ファンコイルユニット，フィルターユニット，排風機，排煙機，デリバントファンが要求水準書に記載されておりませんが，今回は改修不要と考え該当する改修項目は要求水準書に記載のある空調設備のみと考えて良いでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				意見・質問内容	回答	
○		60	要求水準書（案）	19		第3	1	(4)			衛生器具に関する記載がありませんが特に今回の改修項目として不要と考えて良いでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		61	要求水準書（案）	20		第3	1	(5)			別冊長寿命化整備基本計画の主な消防設備改修項目の改修優先順位で1(安全性の確保)で劣化がみられている総合操作盤設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、連結送水管設備、自動火災報知設備が要求水準書に記載されておりませんが、今回は改修不要と考え該当する改修項目は要求水準書に記載のある消防設備のみと考えて良いでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		62	要求水準書（案）	20	14	第3	14	(7)			建築設備の保守メンテナンス会社名もしくは、製造メーカーについて、募集要項等の公表時にはお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		63	要求水準書（案）	21	1	第3	1	(8) ~ (10)			これらの専門的ノウハウが必要な特殊設備について、施工を請負う舞台専門業者に対する要求水準はありますでしょうか。 例) ・本件と同等規模の新築または改修工事実績 ・特定建設業許可を有する ・経営事項審査結果通知の総合評定値（例えば1,000点以上） ・特定の技術への対応の可否（舞台映像のマルチキャスト化・ライブ配信化等）等	施工を請負う舞台専門業者に対する参加資格要件等は想定していません。詳細は募集要領公表時に示します。
○		64	要求水準書（案）	21	1	第3	1	(8) ~ (10)			舞台関係設備に関して、現在把握できる情報及び現地調査の結果により、既設設備で使用可能なもの等は有効活用し、コストを抑えたシステム構築の提案は可能でしょうか。	要求水準を満たしたうえで、提案は可能です。
○		65	要求水準書（案）	21	5	第3	1	(8)	4		「手動介入の取りやめ、手動の電動化など」とありますが、要求水準はございますでしょうか。 例) 既設仕様を満たしつつ、 ボタン→高性能ウィンチ（静音型） ライトボタン→一定速ウィンチ 等	詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答	
○		66	要求水準書（案）	21	6	第3	1	(8)	5			既設部品に一部海外製品（円筒ねじ式→スパイラリフト）を使用されていますが、これらの施工実績及び海外メーカーの施工・保守認定は必要でしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		67	要求水準書（案）	25	2	第3	2	(1)				耐震安全性についての記載について、本物件は高層建築物であるため、各部材や設備機器・配管が構造体の地震応答に対し、安全であることを確認する必要があります。これについては、改修部分のみが対象と考えてよろしいでしょうか。※設備配管などについては、特に検討が必要と思われます。	ご理解のとおりです。
○		68	要求水準書（案）	25	2	第3	2	(1)				耐震安全性は、記載の平成25年3月29日付けの基準によるとありますが、本施設は平成13年竣工建物ですので、該当しないのではないのでしょうか。	現状は「官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年10月24日建設省営計発第101号）」に該当する状況ですが、改修の際新たに施工する箇所については、原則「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付国営計126号、国営第198号、国営第135号）」に適合するものとしてください。ただし、改修箇所における既存部材との納まり上合理性を欠く場合は協議によるものと考えます。詳細は募集要領公表時に示します。
○		69	要求水準書（案）	25	2	第3	2	(1)				建築基準法旧38条（高層建築物・制震構造）による申請物件であるため、構造上、応答解析を行い確認する必要があると思われます。新築当時の確認申請書類・構造計算書等を開示していただけますでしょうか。	閲覧による開示を予定しています。手続きについては、順次、市ホームページ等で案内する方向で検討中です。
○		70	要求水準書（案）	25	10	第3	2	(2)				数量を含む施工範囲が提示された場合、コストや項目については業者決定後の調査結果に基づき増減対象と考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
○		71	要求水準書（案）	25	10	第3	2	(2)				数量に関して、受託後の設計による相違が生じた場合は、清算をお願いいたします。	詳細は募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					意見・質問内容	回答	
	○	72	要求水準書（案）	25	10	第3	2	(2)				数量等に関して、工事を実施した際に、設計段階の調査で見受けられなかった隠蔽部等の改修工事が必要になった際は、清算をお願いします。	詳細は募集要領公表時に示します。
	○	73	要求水準書（案）	25	10	第3	2	(2)				改修資料について、出来るだけ具体的に表記頂き、各事業者判断の相違による改修費用に差が生じないようにお願いいたします。	ご意見を踏まえ検討します。
	○	74	要求水準書（案）	25	10	第3	2	(2)				部位、仕様、数量の表とともに対象部位を示す図面もご提示いただきたい。	詳細は募集要領公表時に示します。
	○	75	要求水準書（案）	25	10	第3	2	(2)				参考で仮設計画図をご提示いただきたい。	仮設を含む施工方法等については、応募者にてご検討ください。
	○	76	要求水準書（案）	25	10	第3	2	(2)				募集要項等の公表時には、数量だけでなく、対象範囲図等をお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
	○	77	要求水準書（案）									現状の実施方針及び要求水準書（案）では不明瞭な部分が多いため、現地調査を実施させていただけないでしょうか。	募集要領公表後に希望者を対象として現地調査の機会を設定する予定です。手続きは募集要領公表時に示します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		78	要求水準書（案）								館内に保管する場合の収蔵物や、各施設の備品については工事範囲には影響のないものと考えてよろしいでしょうか。	収蔵品は現状のまま保管することを想定しています。詳細は募集要領公表時に示します。
○		79	要求水準書（案）								7階第1, 2展示室の改修において、天井裏が排煙チャンパーとして運用されており、詳細図等追加の資料の開示をお願いいたします。また、この部分について事前調査をさせていただきますでしょうか。	閲覧による開示を予定しています。手続きについては、順次、市ホームページ等で案内する方向で検討中です。 事前調査（現地調査）については、募集要領公表後に希望者を対象として現地調査の機会を設定する予定です。手続きは募集要領公表時に示します。
○		80	要求水準書（案）								防水扉、清掃ゴンドラ等は改修が必要な部品や箇所等が現在の資料では不明です。詳細な調査結果を開示いただけますでしょうか。	調査結果の所見はお示しする予定です。詳細は募集要領公表時に示します。